

## 13.20

外国語で記載された証明書等における  
国内法人名称の記載について

外国法人から国内法人に特許権又は特許を受ける権利を譲渡した場合等において、譲渡証書、代理権を証明する書面等に記載する国内法人の名称は、国内における名称の表音に従ってローマ字で記載されている場合はこれを認める。ただし、その法人が英文名称等を定めており、かつ、その同一性を定款等によって証明できるときは、その英文名称等を記載して差し支えないものとする。

(改訂平成23・11)